

一九八五年

第二十三回村研大会討論要旨メモ

北原 淳

安孫子報告は、「フィクションとしてのムラ」(岩本)をひきついた形で、地主の成立とは、原生的生産力構造維持の土地管理機能が、価値法則的原理の作用によって変質し、地代収取原理が強まり、部落の本来的土地管理機能が消滅したこと、他面では借地農民の生産力が上昇し地代負担に堪えうる経営的独立があつたこと、を意味するとした。統いて、地主主導の村落的管理が強まつたあとも、部落的管理の形骸が細々と残つた所へ、国策としての自作農創設がのつかり、村落、地主、国家による三田の土地管理をめぐる対抗関係が生じ、やがてそれは地主的土所有原理による土地管理を制限する方向に推移した点があきらかにされた。

細谷報告は、地主的土所有の制限、地主制の変質を部落を拠点とした自小作層中心の生産力的前進と、国策の部落への浸透とを重視した。とくに戦時体制下の庄内における交換分合を例にとり、それが小作権の相対的確立を前提とし、生産力的前進をとげた自小作中経営層の利益のもとに、戦時体制的国策がうけとられたものと理解し、このリーダー層が農地委員に横すべりしたことであつた。

最初に一東会員より安孫子報告は所有からせまり、細谷報告は経営からせまつたが、という質問があつたが、これに対し安孫子会

員はこう答えた。

第一の地主制成立期は、小作農を含む農民層の生産力のトータルな構造が発展し、経営的な自立が進行すると、地主は、小作農の面倒を見る必要なく地代収取者に純化し、土地の商品的所有権が確立した。(これとともに部落の土地管理機能を否定するような形で、地主主導の村落的土管理が登場してきた。)

第一の画期は昭和初期であるが、これは部落的産組が大正期に消滅し、全村的産組が結成されたことにも象徴され、部落の枠をこえこれを圧倒していく。この全村的産組の成功は中心的自小作層の生産力的前進、資本主義の危機、に支えられていた。これにより國家の村落把握が可能になった。

東会員がさらに自小作上層の経営について問うたのに対し、安孫子会員はこう答えた。

部落との関係でいえば、水稻作の農事研究「肥料共同購入、副業組合など部落的範囲での小組合が任意につくられ、このリーダーたる自小作層農が（部落をこえる村落的な）産業組合の活動家となり役員になっていった」と答えた。

なお細谷会員はほぼ次のように答えた。

四町以上層自小作が中心的となって小作運動をやり、やがて産組運動を推進するようになり、これには自作農層も加わった。この動きの中で部落は以前強い基盤だった。しかし同時に米倉庫を握る地主と対抗するため、村落レベルで農業倉庫をつくり、村政にもかかわって行つた。しかしこの自小作農の動きは、地主支配を排除する反面、国家体制に結びつかざるをえなかつた。

なお司会の菅野会員より、安孫子会員の村は自小作上層が中心となつたが、細谷会員の村は小作上層が中心となつた、という対象村のちがいについてコメントがあった。

安孫子報告を細谷報告のちがいは、たしかに対象村の類型的ちがいに由来する所もあるだろうが、安孫子報告が、岩本会員のいわゆる「フィクションとしてのムラ」という問題関心をひきつき、第二次的な土地管理、利用秩序の発展の道筋をおい、「土地」の意味変化（所有への純化）を念頭においているのに、細谷報告はむしろ歴史貫通的なむらの生産力的対応、生産力発展の方に重点をおいている点にあるようと思われる。この点ではたしかに、所有面からと、経営面からのアプローチのちがいはあるが、むしろ「土地」にこめる意味のちがいということでもある。安孫子会員も水稻作生産力向上の努力が部落単位でまず発生したことは否定してないが、これが原生的生産力構造との直接的関係をきり離されて、村落レベルで地主的所持と対抗する農民的所有の中で発現せざるをえなかつたことを問題にしているよう思われる。これに対し細谷報告は、戦時下の労働力不足対策という国策に照應しながらも、地主的所持をうち破つた、部落を拠点とした自小作大中経営農民層の生産力的前進を重視しているように思える。

第一に安孫子報告の場合は、國家—村落—部落という三層構造で考へてゐるのに對し、細谷報告の場合、村落が出てきてないとはいわないが、むしろ国家—部落という二層構造で考へてゐる。前者の場合、その分だけ部落の役割が相対化しているのに対し、後者はかなり絶対的であるよう思ふ。

最後の方で島崎会員が發言して、報告全般に対し、土地管理の問

題は、土地所有と農民層分解の関係が基礎にあって出されねばならぬ。今年のテーマは「ビンと来ないと」言つた。この發言にも関連していえば、經營的実態をも含めた農民層分解についてのイメージがはつきりしない対象村の土地管理は、たしかに理解しにくいし、論點を深める意味でも問題がクリアにならないと思う。

安原会員は村落の土地管理機能の「管理」とは何かを問うた。自作農的土地所有といつても家産的所有から資産的所有へ、生産手段的所持から「財産」手段的所持へと、所有者にとっての土地の意味内容は変わってきている。地主的土地所有も所有はいろいろいろいろある。「土地管理をいつてもこのような土地所有者の対象への態度の問題をぬきに語れないのではないか。」（〔 〕は発言主旨補足）これに対し安孫子会員は、本源的土地管理は地力維持が主要形態だが、第二次形態ではいろいろ出てくる、「資産的保有」などはその典型だと答えた。

細谷会員は、家産的保有からいきなり資産的保有とはいってない、たとえば中規模以上に兼業農家の土地管理力は低下していない、反収増につながるような作業は、労働時間は減少していない（例、作溝作業）、と答えた。

先にも土地管理をいいながら、土地の意味する所が、原生的生産力であつたり、經營であつたり、所有であつたりして、収斂されなかつたが、ここでも自作農的土地所有下での土地所有が經營努力をともなう所有なのか單なる所有なのかが問題とされた。

高山会員は、地主制崩壊期の自小作前進型と、自作農制崩壊期の規模拡大前進型との相違をどう考えるか、と問う、戦前と戦後の継承と断絶について、つなぎの論理についての質問をした。

安孫子会員は、戦前の自小作前進型は地主一小作関係の中にありながら生産力をあげた点に意義があり、現在は資本主義経済の中で、それと対抗し前進している点に意義があると答えた。

細谷会員は、集落との関係でいうと、戦前は集落が小作権安定のため、小作権を集落内で移譲する役割を果たしたが、現在は小所有者間の利用権が集落内で貸借されあつて、と答えた。

川本会員の報告は調査にもとづく報告というよりも、持論のムラ領域論をふまえて、いくつかのモデル的經營事例をひきながら、むらは、個別的大型經營成のためにも、協業組織育成のためにも不可欠の枠組を提供していること、それらの經營は本来的な利潤原理、地代原理を否定して成立していること、このようなむらもかつての閉鎖的むらではないこと、等を述べた。

大川会員は、むらの対応は村落類型ごとにちがい、また兼業農家類型ごとにちがうのではないか、第一にマシネリング・システムは地域ぐるみ政策として有効か、と質問した。

川本会員はこれに対して、むらの類型は、労働市場との距離により東の出稼型と西の通勤兼業型に、水との関係により東の河川灌漑型と西の溜池灌漑型に、というように区分される、兼業農家を手放しへはめてるのではなく、資産的保有は困ること、マシネリング・システムは兼業維持の地域システムとして有効なこと、等を答えた。中田会員の報告は、「土地と村落」を「漁場と村落」と読みかえ、漁場がもともと私的所有になじまぬ共同体的所有の性格が強かつたのが、明治以来の公有的法制や戦後の漁業法の中で、早くから所有的管理の発展が弱いままで、利用的管理、つまり社会的共同利用、消費のための管理という先進的な傾向をもつに至つたことに注目し、

農業的土地区画整理事業のモデルを見出そうとしている。実証的にはとくに自治会と漁協とが分離しながら、自治会もまた生活防衛、自然保護の立場から漁場の共同管理を支持する事実に注目し、この中に、村落社会再編の芽がある、とする。

中田会員は、磯辺会員の質問に答えて、次の点を主張した。まず漁場管理は現代的（あるいは将来的）管理の在り方に似て来ている。管理の形態は、共同体的管理、所有的管理、そして現代的到達点としての利用的管理（社会的共同利用消費）の三段階として展開してきた。労働手段の社会的所属という点での漁場管理は区画（個別）漁業権の矛盾をふまえて登場したが、これは生産手段の大型化と個別化をふまえている点が重要である。

中田報告の意義は、この討論ではほとんど深まらず、むしろ「東海・関西地区研究会報告（その二）」（（通信）四二）の方が諸論点にたちいっていると思う。土地と水面とのちがい、狩猟採集労働と生産労働とのちがいをもう少し整理しないと、管理のあり方をただちに適用できない面もありそうであるが、中田報告の射程は未来社会にまで及んでいる。

川畠氏の報告は、石川県の大規模借地經營の形成が村落の土地管理制度とどうかかわっているかを説得的に実証したものである。Y集落では九戸の大規模借地經營に九割の農地が集中し、その借地依存率は四三%だが、受委託は集落内で完結している。U集落は上層農に集落内の土地が集中せず、上層農は隣接集落にまで借地が及んでいる。川畠氏はとくにY集落の借地農と兼業委託層の分化を念頭に、村ぐるみの土地管理ではなく、上層受託層の組織化による土地管理の必要を主張した。これは戦前とちがい社会的生産力があがったの

で、高度作付体系のできる土地にして次世代に土地利用管理を継承すべきだ、という認識によるものであるが、むしろこの利用的管理の点からみると自作農的所有が足かせになっている、と議論の中でもつけ加えられた。

杉岡会員から借地がヤミ小作で行われているか、利用権設定によっているか、との質問があつたがY集落は八三年、一二三%と高いとの答があつた。また磯辺会員からの高度作付け体系への移行の可能性いかん、という質問については、受託層の個別経営内容がちがい、土地基盤に差があるなど、むずかしさがあるとの答であつた。

最後にU集落のような場合集落をこえた村落的土地区画整理を問題とすべきなのかという質問が出されたが、安孫子会員は部落をこえる土地区画整理は戦前はなかつたし、戦後の団地栽培も部落単位であると答えた。しかし川島氏はむら連合による土地区画整理も考えざるをえない段階である、と答えた。

なおU集落は安定兼業が多いため大規模借地経営が成りたち、少し例外的ではないか、という大川会員の質問に対しても、借地層の特化は石川県に多いタイプだが、もちろん兼業農家が多く、この層を中心の土地区画整理のタイプもあるとのことだった。

川島氏の報告は大規模借地農が形成され、多方で安定兼業農家の存在する北陸など米所での土地区画整理が、もし利用的管理という観点から次世代に高い生産力を実現できるような形で土地を継承しようとしたら、村ぐるみ的な管理はむしろ桎梏となること、それは非生産的所有権、所有者に制約されるからであること、をかなり説得的に述べた。

中田報告との関連でいえば、土地区画整理が所有的管理から利用的管

理へと前進せざるをえない現在、集団的管理といつても高度な社会的生産力を実現するそれではなければならず、それはそのような生産力を体現する特定の階層、といって悪ければ、選ばれた主体の利害を中心としたものとなる、ことが確認されたことだと思う。最後の島崎会員の発言は、所有との関連だけでなく、所有をつき破るような生産力的主体の形成との関連でも再び重要である。全体として、戦前と戦後をつなぐ論理がいまひとつ明快になつていいのが気になった。